別紙様式第十号の「代表者の役職氏名　　印」の次に次のように加える。

（記載上の注意）

法第４条第１項、第８条第１項、第36条第２項、第37条第２項、第38条第２項若しくは第39条第２項の申請書又は法第12条第１項若しくは第２項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の役職氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十号１の⑧の表の次に次のように加える。

（記載上の注意）

法第４条第１項、第８条第１項、第36条第２項、第37条第２項、第38条第２項若しくは第39条第２項の申請書又は法第12条第１項若しくは第２項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、⑷②の「氏名又は名称」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十号の１１の「日本における代表者の氏名　　印」の次に次のように加える。

（記載上の注意）

法第53条第２項若しくは第54条第３項の申請書又は法第56条第１項若しくは第２項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「日本における代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十号の１１の１の⑺の表の次に次のように加える。

（記載上の注意）

法第53条第２項若しくは第54条第３項の申請書又は法第56条第１項若しくは第２項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、⑶②の「氏名又は名称」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十号の１１１の「代表者の役職氏名　　印」の次に次のように加える。

（記載上の注意）

法第50条の２第３項の申請書又は同条第12項の規定により読み替えて適用する法第12条第２項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の役職氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十号の１１１記載上の注意中１の⑷の②を次のように改める。

②　役員の状況

当期末現在における取締役及び執行役又は業務を執行する社員、会計参与及び監査役について記載すること。法第50条の２第３項の申請書又は同条第12項の規定により読み替えて適用する法第12条第２項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名又は名称」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十号の四の「主たる営業所又は事務所の所在地」の次に次のように加える。

（記載上の注意）

法第52条第２項において読み替えて準用する法第８条第１項の規定による申請書又は法第52条第３項の規定により読み替えて適用する法第12条第２項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十号の四記載上の注意中１の⑷の②を次のように改める。

②　役員の状況

当期末現在における役員について記載すること。法第52条第２項において読み替えて準用する法第８条第１項の規定による申請書又は法第52条第３項の規定により読み替えて適用する第12条第２項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名又は名称」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十一号記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

１．「取締役」とあるのは、指名委員会等設置会社にあっては「執行役」と、外国信託会社にあっては「国内における代表者及び支店に駐在する役員」として記載すること。

２．法第４条第１項、第８条第１項（法第52条第２項において準用する場合を含む。）、第36条第２項、第37条第２項、第38条第２項、第39条第２項、第50条の２第３項、第53条第２項若しくは第54条第３項の申請書又は法第12条第１項若しくは第２項（法第50条の２第12項又は第52条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第56条第１項若しくは第２項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十一十三号目次記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

１　法第85条の３第１項の指定申請書又は法第85条の18第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者又は管理人の役職氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

２　この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

別紙様式第十一十三号５記載上の注意中３を４とし、２を３とし、１を２とし、１として次のように加える。

１　法第85条の３第１項の指定申請書又は法第85条の18第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名又は商号若しくは名称」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十一十三号７記載上の注意中３を４とし、２を３とし、１を２とし、１として次のように加える。

１　法第85条の３第１項の指定申請書又は法第85条の18第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「役員の氏名又は商号若しくは名称」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。